

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七一九九九

職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一二四）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第一号中「災害警備本部」を「災害警備実施に係る警備本部」に改め、「設置された場合」の下に「、災害が発生した都道府県の警察本部に災害警備実施に係る警備本部が設置され当該都道府県から職員の派遣要請を受けた場合」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。